

議案第 5 号

市川市都市計画税条例の一部改正について

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 6 月 13 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和 31 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、第 36 項又は第 37 項」を「又は第 36 項から第 38 項まで」に改める。

附則第 16 項中「若しくは第 55 項」を「、第 55 項若しくは第 57 項」に、「第 37 項」を「第 36 項から第 38 項まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

## 理 由

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定等により地方税法が改正され、郵便事業株式会社等が所有し、その業務の用に供する一定の土地又は家屋が都市計画税の課税対象とされたことに伴い、新たに当該土地又は家屋の価格について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。